四運自公第２３号
一部改正　令和　５年　５月１０日　四運自公第　６　号
一部改正　令和　５年　５月２６日　四運自公第　９　号
一部改正　令和　５年　８月１０日　四運自公第２３号
一部改正　令和　６年　１月１９日　四運自公第６４号
一部改正　令和　７年１１月１９日　四運自公第２１号
一部改正　令和　８年　９月２５日　四運自公第１５号
一部改正　令和　８年１０月２９日　四運自公第２１号

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び
初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１６日付け四運自公第４０号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の１．（３）イ①及び⑥に規定する距離について、下記のとおり定めたので公示する。

令和５年３月６日

四国運輸局長　吉元　博文

記

運賃適用地域	初乗距離	営業区域	初乗距離を短縮する場合の距離
香川県香川地区	１．５km	高松交通圏、東讃交通圏、中讃交通圏、木田郡三木町	加算距離２回分を控除した距離
		綾歌郡綾川町（旧綾上町）、綾歌郡綾川町（旧綾南町）	加算距離１回分を控除した距離
		西讃交通圏	―
香川県小豆島地区	１．５km	小豆島交通圏、香川郡直島町	―
徳島地区	１．５km	徳島県全域	―
愛媛地区	１．０km	愛媛県全域	―
高知地区	１．０km	高知県全域	―

附　則（令和５年３月６日付け四運自公第２３号）

１．「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成１４年４月２３日付け四運自公第４号）は、令和５年３月５日限りで廃止する。

附　則（令和５年５月１０日付け四運自公第６号一部改正）

１．本件公示は、令和５年６月９日から適用する。

附　則（令和５年５月２６日付け四運自公第９号一部改正）

１．本件公示は、令和５年６月２６日から適用する。

ただし、愛媛県東予地区については、令和５年６月９日から適用する。

附　則（令和５年８月１０日付け四運自公第２３号一部改正）

１．本件公示は、令和５年９月１１日から適用する。

附　則（令和６年１月１９日付け四運自公第６４号一部改正）

１．本件公示は、令和６年２月１９日から適用する。

附　則（令和７年１１月１９日付け四運自公第２１号一部改正）

１．本件公示は、令和７年１２月１９日から適用する。

附　則（令和８年９月２５日付け四運自公第１５号一部改正）

１．本件公示は、令和８年１０月２６日から適用する。

附　則（令和８年１０月２９日付け四運自公第２１号一部改正）

１．本件公示は、令和８年１１月３０日から適用する。